

白石市農作物鳥獣被害防止対策事業補助金

●農林作物の鳥獣被害を防止するために必要な資材の購入・設置経費に対して補助金を交付します

補助対象物	補助対象経費	補助率
電気柵、耐用性障壁物、忌避剤 そのほか有効と認められるもの	5万円以上 20万円以内	1/2以内 (上限10万円)
イノシシ捕獲用 箱わな	10万円以内	1/2以内 (上限5万円)

※設置に要する労務費等は補助対象となりません

※同一年度内で1回のみ申請できます（令和4年度より制限が緩和され、毎年1回申請できるようになりました）

※インターネット等、通信販売で購入する際も見積書・領収書に代わる証明書類があれば申請可能です。

●申請の流れ

① 交付申請書の提出

添付書類：事業計画書・収支予算書（農林課に用意しています）、見積書

② 交付決定後に決定通知を送付しますので、資材の購入・設置をお願いします

③ 事業実績報告書の提出

添付書類：事業実績報告書・収支決算書（農林課に用意しています）

領収書（コピー可）、市への請求書、通帳のコピーなど振込先口座がわかるもの

④ 現地確認を行った後に、指定の口座にお振込みさせていただきます。

問い合わせ先：白石市農林課 TEL 0224-22-1253